### 英 国 0) ζJ わ ゆ る 外国人労働者政策に ついて

700円の発行を開発し

中

村

賢二郎

五 労働許可制度二 移民法と国籍法の動き四 現状

八七

## はじめに

興する英国経済の底辺を支える安価な労働力として迎え入れられた彼らの八割乃至九割が半熟練・非熟練のい リブ海沿岸諸国からの西インド系と印度・パキスタン系移民で占め、しかもそのうち四二・五%が英本土生まれであ 万)一九八一年は五、二七六万の全人口中四・二%(約二二〇万)が移民である。うち七一・六%(一五八万)が 様変わりしている。 例えば、 本土と云う)全人口四、八七五万の二・七% 三K労働に従事している。またその多くが大ロンドン地域やバーミンガムといった大都市圏に密集して居住している。 る。今世紀末には非白人(カラード)移民の約半数が英国生まれの第二世代にとって変わろうとしている。 英国は多民族共生の社会へと急速に変貌している。一九八一年度の国勢調査では、 首都ロンドンは住民の六人に一人がカラードであるという正に人種のるつぼと化したエスニックな大都市に (約一三四万) 一九七六年は全人口五、 四三九万の三・三% 一九七一年は連合王国 (約一七七 戦後 (以下英 わゆる 0 復 力

外国人労働者政策 法の制定・改正の連動プロセスのなかで探ることにしたい。 民政策の歴史的帰結にほかならないのである。 こうした多民族社会への変貌は、 (その実態は英連邦内移住民政策)の特色を、 実は大英帝国の長い間にわたる植民地支配と人権差別のつけであり、 本稿では、 その大部分が英連邦からの移民で占められるこの国特有 とりあえず戦後の数次の移民法・国籍法 英国 人種関係 型 0) 移

的背景のあったことは云うまでもない。 他の欧州先進諸国同様に英国もその戦後の経済復興に必要な労働力不足を海外に求め 一九四七年のポーランド人再定住法 Polish Resettlement Act の制定やヨー ねばなら な V

たのである。 のような社会的混乱がこれまでの英政府の伝統的な自由主義的移民政策を急速に転換させる重要な社会的要因となっ 実施まえの印 年八月二四日―九月四日のウェスト・ロンドン事件。同年八月二三・三〇日のノッテンガム事件等)さらに移民規制(ミノ) Act 制定で渡米を阻止された西インド移民の英本土への大量の逆流入を背景にもつ人種異動の多発(例えば、一九五 なかった。 九五〇年に入る頃からすでに計画的・選択的移民政策論が一部で云われるようになるが、 としての法的地位と英本土市民なみの市民権を保障したため、 働党政府の制定した一九四八年の国籍法が戦後独立した英連邦構成国の市民にもあらたに英国臣民 British Subject 口 ツ パ 志願労働者 European Volunteer Workers の募集もその十分な労働力の補充策にはならなかった。 しかしその後、 度 パキスタン人のかけ込み流入。これらに反対する右翼過激グル 一九五二年アメリカのウォルター・マッカーラン法 the Walter-McCarron Immigration 英本土への彼らの自由移動を盛んにしたのである。 ープの抬頭による政情不安等。 政治的力にまではまだなら ところが労

# 移民法と国籍法の動き

wealth Citizen は、 monwealth Immigrants Act を制定して、①英本土で生まれた者②英本土の旅券を所持し、 籍法で英国臣民として共通の地位を認められ、 する者③以上の該当者の旅券に含まれる者 ここにきて保守党政府は移民流入の最初の規制策として、 同移民法ではじめて市民権と移民法上の権利が分離され、 (家族等)以外の者の入国を制限することにした。 英本土に自由に入国・在住する権利をもっていた英連邦市民 Common-一九六二年一〇月に第一次英連邦移民法 同じ英国臣民でも英本土への入国 かつ英本土の市民権を有 つまり、 the first 九四 八年国

八九

民すべてを入国管理の規制対象にした。 ①英本土で出生した者②帰化した者③養子縁組 法改正を断行したのである。 治的配慮から一九六八年に平等主義に立つはずの社会主義政党の資質を問われかねないような次の差別的内容の移民 印度系移住者の流入の急増と、 発行する雇用 かし、 の制限をうけることになったのである。 その後独立したケニア・ウガンダ政府のアフリカ人化政策でそこを締め出された英本土の旅券を所持する 証明書の取得を義務付けて、 の有無をも入国規制基準にしたのである。 すなわち、 それに連動して起こった右翼の移民反対運動に苦慮した労働党政府は、 つまり、 六二年移民法で規制対象の外におかれ 急増するカリビアン・印度・パキスタン移民労働者を阻止したのであ また就労目的で入国する英連邦市民には一般外国人なみの雇用生産 登録により英本土・植民地の市民になった者、 六二年法の英本土との地縁関係 てい (出生地) た連合王国の旅券所持者のうち に加えて、 以上以外の英連 もろもろの政 さらに血 邦市

係

(直系親族)

を義務付けるという人権差別色の濃い大胆な第三次の移民法の大改正をおこなったのである。 それが認められ た巧妙な締め出し に合法的に完成したことになる。 なみに入管の規制下に組み込もうという六六年・六八年法以来、 のであったかについては、 の英国人との血縁関係の有無のみを基準に、 つづいて、三年後の一九七一 有色英連邦市民 ない 策の集大成以外のなにものでもなかった。 の入国管理法上のこれまでの特典を奪い、 ノン・パトリアル non-patrial(非本国人) 今なお検討しなければならない 年一〇月には、 しかし本改正が一九七三年の英国のEC. 英本土に居住権 right of abode をもつパトリアル patrial(本国人)と 保守党政府は、 これにより有色英連邦市民の英国市 問題である。 に類別し、 非本国人=二級英国市民として別扱 般外国人と英連邦市民の別なく、 与野党いずれの政府もがひそかに意図 後者には一般外国人なみに労働許可 加盟をどこまで意識し、 この改正目的は要する 民 先取りした内容の 権 すべての者を英本 CJ の空洞化 しつづけてき 般 外国 0 取得

連合王国がこれを岐点にこうした多難な遺産 英国政府のEC戦略とマンパワー政策の対応を今なおしばらく見守る必要がある。 化するなかで、 0) 世紀以来伝統的にとってきた生地主義原則を血統主義 玉 British Dependent Territories Citizenship' 九四八年の国籍法以降曖昧になっていた市民権概念を基本的には、 ターゲットが、三○○年にわたる大英帝国 方向に大きくのめり込むことになるのか否かについてはドイツ再統一で加速化する拡大EC統合に向けての今後の 「籍法 British Nationality Act である こうした七一年移民法の締出し規制を更に国籍法で追認したのが保守党政府の下で新しく制定された一九八一年 カラードの英国籍取得要件を更に制限し、英本土から締め出すことにあったことは云うまでもな (一九八三年一月一日発効)。 の解消に成功し、 の植民地支配の歴史的遺産である人種問題 英国海外市民権 British Overseas Citizenship の三類型に (父母両系主義) に変更した画期的な立法である。 (6) 社会的 英国市民権 British Citizenship、 同法は七一年移民法の差別的類別 ・経済的必要性に専ら立つい の解消 のために移民行政 わ 英国属領市 B 整 る小英国 を しかし、 ] ス 主義 に 民 そ 七 権 新

#### = 人 種 関 係法の 動き

い る<sup>7</sup>。 世界人権宣言第一三条、 入国や在留の継続を拒否されたアジア系市民の申立をすでに多く受理し、このような規制行政処分をヨー する国際条約第五条違反の疑い 現行英国出入国管理行 か し、こうした英本土 市民的 政 は、 が 以上の一 • への極端な人種差別的移民規制にたい 政治的権利にかんする国際規約第一二条およびあらゆる形態の人種差別撤 あるとの国 九七一年移民法と移民規則および一 際 的 非難のあること。 更にまた、 して、 九八 移  $\exists$ 動 の自由 1 年の 口 ツ パ 国籍法をベ 住居選択の自 人権委員会が 1 スに運用され 由 「を保障、 英本土 口 ーツパ 廃に か への す h

平等化のためならば、 定の限界をもっていたのではなかろうか。 法の基本理念とは矛盾した国益優先の論理に立って策定されたものであるとするならば、 であろうか。 れてきた」のである。 えられれば、 た国家的危機打開 後には、 差別の禁止) こうした国際法規違反をあえてしてもなおかつ差別的規制をやめようとしない英国政府の 移民規制の一そうの強化なしには、 (非人道的または屈辱的 専ら労働党政府の主導で制定・改正の努力が繰り返されてきた人種関係法 英本土内のマィノリティの平等化と統合もスムースにできることを理由に、こうした規制策が正当視さ 違反であると認定し、 への国民的合意が潜在していたとみなければならない。そこで「カラード移民規制に一 それもやむなしとの国益優先の論理が人種差別禁止等のなかでどこまで正当性を主張しうるの 差別的な締め出しなしには国内の差別禁止策も成功の見通しがたたない。 ヨーロッパ人権裁判所に提訴するケースが多くなっていることに注目したい。(※) 取扱い (禁止) 人種関係法こそは、 多民族社会としての今後の英本土内の統合をますます困難化すると云っ 第八条 (家族生活等の尊重) まさに与野党のいずれもが支持した差別的移民制限法 および第一 (人種差別禁止法) その法的効果は当初より一 四条 かたくなな移民政策の背 (人種・ 国内の人種的 色などに 般の支持 がその立 記統合と

そこで一九六五年一二月に就任した移民の社会的統合に意欲的な人権派のジェンキンズ内相は、 政府原案の刑罰主義的取り締まりをやめ、 協的内容の最初の 反対していた労働党が政権をとると、 次に同法の制定・改正のプロセスを簡単に要約しておく。 重要な雇用・住居・商業サービス面で日常的におこなわれている差別行為の禁止をはずす等の欠点があった。 人種関係法を一九六五年に制定した。 とりあえず、 人種関係委員会と地方調停委員会を設置してそこで民事救済するという妥 公共の場所での人種差別行為を禁止して、 しかし同法には、 保守党の制定した一九六二年移民法の人種差別的 これらの委員会の調停機能に法的拘束力が この違反に対しては 一九六八年に、 規制に 最初

の代償立法として導入され、

運用されてきたのである。

関 種 立 0) 係 的 0 人 種 融合を促進するために中 0) な 関 人権差別の 孫法を改正して、 違法差別行為につい 異 議申立を雇用労働 差別禁止 央に地域関係委員会と特に人種密集地域には地域関係評議会を設置し、 ても独自 の適用範囲を雇用 大臣 0) 調 査 の管轄する労働 権や民事訴 住居・ 訟提訴権を付与した。 機構にすることにした。 広告・サービス面にまで拡大し、 また既設委員会以外 、種関係委員会に に地 更に 域 雇 社会での 用 労組 申

を新設 古 よび め わる損害賠償等の訴訟をする道をひらい を裁判主義的 る召喚状発行権 Ł 積極的 しくは 九七六年制定の第三次の 四〇〇ポンド以下の罰金を科すことに 差別をも違法差別行為に それに被差別者の なそ n 差別停止通告権を与えた。 に か え 現行人種関係法は、 個 雇用差別に 人救済を援助するため 加えた。 つい た。 ②既設委員会にかわる人種平等委員会 Commission for Racial Equality 4 ては労働裁判所、 ③ 意図的差別 玉 籍に 更に次のように改善している。 したのである。 よる差別を禁止 の訴訟扶 助、 (直接的差別) それ以外につい その職務遂行の した。 ⑤人種は に限らず、 ては ①従来の差別行 懀 地 ための公式調査 惠 方裁判所 結果的差別 0) 煽 動 罪には 直 為 接違 権 0) 間 調停主 六ヶ月以下 法差別 証拠 接的差別 義 提出を求 的 に ま 解 お 决 0

## 四現状

果が 囲を漸次拡大し、 行 差別 使や差別停止 あがってい 的 移民規制 な 61 通告にたい 司 策の代償として 法 的 その最大の原因の一つは、 救済 して逆に企業や自治体側が の道を拡げる等の 制定され た現行・ 改善に 同委員会の活動目: 人種 関係 Ł 反発 か か 法 Ĺ わら 0 運 訴訟 ず、 用 的にあまり 0 人種平 実態をみると、 に持ち込むケ 等委員会の差別行為に関する公式調 好意的でないサッチャー 1 スが多く出るなど期待され 違法な人種差別 行為」 保守党政 の 適 査 た成 用 権

方針が サー ての 場での移民行政業務はそれぞれの省庁・自治体・警察に一任されており、 等の有力団体と対決しながら委員会活動をするためには、 成立(一九七九年) ある研究が報告している。 となるような政策実施には政府はきわめて慎重である。 ド住民の多い自治体にたい その連絡調整以外何の指導的役割もしていないではない 0) んは 抵抗にあって住居 掃に一体となって協力することになっていた。差別意識の根強い実社会で建設会社・ か ビス・移民業務上の差別の監視・ 八一年度は、二二四名の職員と七〇〇万ポンドの年間予算援助の下で、 し少数民族を保護するためにあるのではなく、 なりの 確立してい 政府の移民政策上の基本方針が明確でないために一貫した行政活動がしにくいという点である。 権限をもち、 ない。 以降、 · 雇用 しかも個別的 このようなわけで一九七六年の現行人種関係法上は人種平等委員会が政府の出先機関とし し一五年間も財政援助を続けているのに、 差別禁止措置に積極的なイニシアティブがとれることになってい 政府の積極的支援がえられないためにその活動が停滞気味であるという点である。 面での差別一 調査活動をする際にしばしば政府の反対に出合う場合があった。 ・非公式にはしかるべく行政がなされていても、 掃にあまり実績をあげていないのが実情である。(4) 逆差別ではない また、 か、 政府の前向きの強力な支援なしには成功しな と議院内務委員会で指摘・批難されてい 人種関係法の意義についても民間では不公平な差別 かとする誤った世論が根強く潜在していることも いまだに少数民族教育にかんする全国的な政策 それらの統括責任母体であるべき内務省は 雇主・自治体・民間有力団体が人権 逆差別とみなされ選挙に不利 銀行・ ても雇用 多国籍企業· È 具体的な各現 さらに 自治体 のに、 またカラー 問 自治 から 題 差別 九 市 な

場や組合内の平等化を推進するため 種平等条項の挿入を指導するとか、 とり わけに雇 用 K つい ては労働組合の カラード労働者の憲章を制定するとか、 さらにまた資格向上のための特別の職業訓練制度の拡充を要求する運 積極的対応が重要な鍵となる。労働組合会議 モデル条項を作成して、 TUC は一 九七 四年を岐点に、 労働協約 動をして への人

職

が

できるが

最近では滞在延長許可

`が漸次厳しくなってきているのが実情である。

なお、

不法入国およびこれ

年

間

認可

され

た仕

事

に就労した者は、

内務省に本人の滞在に伴う条件

の撤回

を 申請

承認されると、

降自由

就

仕事を替えるには所轄雇

用行政機関の許可を必要とする。

あること。

労働許可

可

中請

は

雇用、

主が

本人の専門的資格

技能

経験の適格なることの

証明

書を提出して行う。

外国

人労働者は、

雇

用主を替えることはできるが、

61 ような問題になると組合は彼らの巻き返しを恐れてか妥協的な態度しかとれてい ٦ 0 シ  $\exists$ のようなナショ プ・ チュ アー ナ ル 1 レ ベ į ルでのそれ 選出されてきては なりの活動 V るが、 もあってか、 地方レベ ルでは、 カラード 職 0 場での ない点に注目したい 組合組織率は白人より高 白 人組合員 0 利 害 に 11 か か カラ わ

騒擾のような人種暴動を再発しないとの保証は全くないからである。 質になってい 最近移民二世にたい る。 なぜなら、 する差別とか不利益についてだけは、 彼らの間に蓄積された捌け口のない不満 その失業率 が 0 九 依然高いこともあって、 八一 年四月· 八五年秋 いのブリ 政 府 は ックストン ひ

経

#### 五 労 働 許可 制度

専門職 考にしておこなっ 国内で適任者がえら 市民もこれに含まれる。 労働 許 管理職で、 可 は、 九七一 て n かつ賃金・ 11 る<sup>[]8</sup> ない 労働許可基準としては①職業斡旋所に少なくとも八週間前に申請しても英国内およびEC諸 年移民法とその施行細則である移民規則に基づい で、 許可取得義務の対象となる者は、 雇用条件が同一 な おかつ現従業員の昇進・ 地域 の職種より悪くない事③二三歳より五四歳までの年齢の外国 配転 英国民およびEC諸国民を除い 訓練によっても補充できない場合②認定された技能 て、 雇 用 省が労働力審査委員会の意見を参 た外国人であり、 英連

九五

ただし、

74

等の犯罪者には、 移民法二四条により、二〇〇ポンド以下の罰金、 六ケ月以下の禁固、 またはこれら双方の刑罰に処

せられることになっている。

- (1) 富岡次郎「現代イギリスの移民労働者」一三一ページ以下参照
- 2 伊藤勝美「イギリス人種問題に関する一論考 ジ以下参照 移民制限立法との関連において――」〈近大法学〉第20巻一・二号。一四六ペー
- (3) 富岡、前掲書。四四五ページ以下参照。
- 4 労働党政府の移民政策の二面性については石田玲子「イギリスにおける英連邦移民政策の展開(ト)」〈歴史学研究〉五八三号、二二 それを禁止する効果があったと、カー・シュミットはのべている。 ページ以下参照。なお一九六八年の第二次移民法は、連合王国のパスポートを所持する大多数の白人の入国を促進し、有色人種の

и современное положение: Сб. науч. тр./АН УССР. Ин-т социальных и экон. проблем заруб. стран, Ростокский университет им. В. Пика Киев: Наук. думка, 1990.. 100 с. К. Шмидт, К вопросу о генезисе иммиграционной политики Великобритании, Миграции и мигранты в мире капитала: исторические судьбы

- 5 山神進「一九七一年英国移民法(その一)および(その二)」〈外人登録〉二二六号・二二七号。なお英連邦市民の居住権をさらに 制限した内容の一九八八年のサッチャー政権の新移民法草案については本稿ではふれないことにする。
- 6 山神進「一九八一年英国国籍法による一九七一年英国移民法の改正について」〈外人登録〉三〇四号。三ページ以下参照。 土屋文明「イギリスの一九八一年国籍法」〈民事月報〉三八巻、三号。二一ページ以下参照、
- 7 現行の英国出入国管理法制の紹介は、伊藤行紀「入国・在留と英国移民法」〈外人登録〉三一九号以下の続号。 国における出入国管理行政の現状について(1)―(3)〈外人登録〉三一五号―三一七号参照。 および山神進 一英
- 例えば、一九八五年五月のアブドラジ・キャベイル対バルカンドリ事件で欧州人権裁判所は英国に合法的に移住している女性にた し英国民でない男性配偶者の入国を認める判決を出した。斉藤恵彦「国際社会における外国人労働者の保護」〈法律時報〉第五

8

関する序論的考察 九巻第七号。四六ページ。その他の事件については横山真規雄「イギリス外国人法制とヨーロッパ共同体法 号。および伊藤前掲論文。〈外人登録〉三五〇―三五八号参照 ――」〈明治大学院紀要〉第二三集。同「イギリス法とヨーロッパ人権条約」〈城西大学女子短大紀要〉第四巻• その現状と展望に

- 9 Zig Layton-Henry, Great Britain—European immigration policy—a comparative study.ed. Tomas Hammar. 1985 p. 102
- $\widehat{10}$ 石田玲子「英国における人種関係法の立法過程⑴⑵」〈朝鮮研究〉一五一-一五二号。 主要な課題を人種関係の真の改善ではなく、 人種紛争の規制にあった」とする。 К. Шмидт, ガシュミットは一九六五年の人種関係法の Op. cit. -p. 100
- $\widehat{11}$ 石田玲子「イギリス・人種関係法の制定-本」一九八五年刊。九三ページ以下参照 差別撤廃への挑戦ー ―」部落解放研究所編「世界はいま― 諸外国の差別撤廃法と日
- 12 石田玲子「イギリスの人種差別への挑戦 一九八五年刊。一八一ページ以下参照。 ―一九七六年人種関係法と自発的組織の伝統 磯村英一 編「現代世界の差別問題
- 13 一九八四-八五年度予算は九二八万ポンド。 人種関係法の制定」一二六ページ参照。 緊縮予算のため正規職員は一 八九名に削減、 うち白人職員は四三%。 石田「イギリス
- (4) Zig Layton-Henry, -Op. cit. p. 119.
- (15) TUCの政策転換については富岡、前掲書。三九七ページ以下参照。
- なお、一九八八年九月の英国政府のカラード労働者のための職業訓練事業および一九九○年の「雇用新聞」をデータベースとした 多民族社会の形成に向けて――」〈大原社会問題研究所雑誌〉第三七三号。四六ページ。またこれに関連した TUC の動向は、 英国の外国人労働者の就労状況は、 ィブン・キャッスルズ「西ヨーロッパにおける外国人労働者と労働組合」 〈日本労働研究雑誌〉一九九〇年七月号、七〇―七三ページ参照。 岩間大和子 「外国人労働者の就労状況と職業訓練事業 小林謙一•阿部誠「イギリスの移民労働者問題と政策状況 〈同誌〉第三七九・三八〇号、一二―一三ページ参照 ―フルエンプロイ・グループの事 ステ
- (17) 富岡、前掲書。六四五ページ以下参照。
- 18 「イギリスにおける外国人に対する労働許可について」〈海外労働情勢月報〉一九八六年六月、二〇ページ以下参照。「連合王 おける外国人労働者に関する制度等について」〈主要国の外国人労働許可制度〉 雇用職業総合研究所。 八五ページ以下参照
- 19 多難な英国の外国人労働者問題解決の一つの糸口として最近 TWES とよばれる職業訓練・労働経験制度を労働許可制度のなかに

under section 3(2) of the Immigration Act 1971, The House of Commons, p. 21. 許可制度〉一二八—一三一ページ参照。Statement of changes in immigration rules, laid before Parliament on 14 June 1989 九項では、これを認めていないことを付言しておく。小林•阿部前掲論文。四一ページ、四九ページ。前掲〈主要国の外国人労働 積極的に活用する計画があるとの報告もあり、その運用に注目したいところであるが、一九八九年度の移民規則改正報告書第一一